

令和7年度第1回

泉南市都市計画審議会

第1号議案

参考資料

南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(都市計画区域マスタープラン)の変更
(大阪府決定)

【新旧対照】

日 時 令和7年6月27日(金) 午前10時00分
場 所 泉南市役所 本館2階 大会議室

南部大阪 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン） 新旧対照

ページ	改定案	現マスタープラン
表紙	<p>南部大阪 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)</p> <p>令和2年10月 (令和〇年〇月一部改定)</p> <p>大阪府</p>	<p>南部大阪 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)</p> <p>令和2年10月</p> <p>大阪府</p>
1	<p>第1章 都市計画区域マスタープランの概要 1. 都市計画区域マスタープランの基本的事項 (2) 位置付け</p> <p>図表1-1 都市計画区域マスタープランの位置付け(他の諸計画との関係) (<u>図中 「大阪のまちづくりランドデザイン」</u>)</p>	<p>第1章 都市計画区域マスタープランの概要 1. 都市計画区域マスタープランの基本的事項 (2) 位置付け</p> <p>図表1-1 都市計画区域マスタープランの位置付け(他の諸計画との関係) (<u>図中 「ランドデザイン・大阪都市圏」</u>)</p>
2	<p>(3) 目標年次 本マスタープランの目標年次は、令和12年とします。 上位計画が改定されたときや、社会経済情勢が大きく変化し、その対応が必要となったときなどには、本マスタープランの見直しを適時適切に行います。 なお、区域区分については、本マスタープランの令和〇年の一部改定とあわせ、<u>令和12年</u>を目標とした第9回一斉見直しを行います。その後は、人口・産業の動向等を踏まえ、必要に応じ、次回(第10回)の一斉見直しを行います。</p>	<p>(3) 目標年次 本マスタープランの目標年次は、令和12年とします。 上位計画が改定されたときや、社会経済情勢が大きく変化し、その対応が必要となったときなどには、本マスタープランの見直しを適時適切に行います。 なお、区域区分については、本マスタープランの改定とあわせ、<u>令和7年</u>を目標とした第8回一斉見直しを行います。その後は、人口・産業の動向等を踏まえ、必要に応じ、次回(第9回)の一斉見直しを行います。</p>
2	<p>(2) 土地利用の状況 都心からおおむね40km圏というコンパクトなエリアに人口が集中し、府域のほぼ全域が都市計画区域(約99%)、また、市街化区域のほぼ全域がDID(約96%)です。(図表1-3) 市街化区域内の人口密度は約90人/haであり、全国平均(約62人/ha)と比べ高い状態にあります。あわせて、府全域に占めるDID内人口の割合は約95.6%、DID面積の割合は約47.7%です。</p>	<p>(2) 土地利用の状況 都心からおおむね40km圏というコンパクトなエリアに人口が集中し、府域のほぼ全域が都市計画区域(約99%)、また、市街化区域のほぼ全域がDID(約95%)です。(図表1-3) 市街化区域内の人口密度は約90人/haであり、全国平均(約61人/ha)と比べ高い状態にあります。あわせて、府全域に占めるDID内人口の割合は約95.7%、DID面積の割合は約47.6%です。</p>
4	<p>図表1-5 用途地域ごとの面積及び面積割合 <u>令和5年都市計画現況調査により更新</u> 図表1-6 土地利用・市街地の状況 <u>令和4年度版国土利用計画関係資料集により更新</u></p>	<p>図表1-5 用途地域ごとの面積及び面積割合 図表1-6 土地利用・市街地の状況</p>

ページ	改定案	現マスタープラン
5	<p>(4) 人口と構成比率の推移</p> <p>大阪府の人口は平成 22 年より減少期に入り、<u>令和 2 年には約 884 万人と、約 3 万人減少しています。</u></p> <p><u>令和 5 年 12 月公表の国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後、減少傾向は続き、本マスタープランの目標年次である令和 12 年には約 844 万人となり、令和 2 年から約 40 万人の減少 (▲約 4.5%) が見込まれています。(図表 1-8)</u></p> <p><u>世帯数は単独世帯が増加していることから、令和 2 年は約 413 万世帯であり、令和 12 年の約 422 万世帯まで増加しますが、その後の令和 17 年には約 415 万世帯になり、減少期に入ることが見込まれています。(図表 1-9、10)</u></p> <p><u>また、高齢者人口は年々増加し、令和 2 年の約 244 万人が、令和 12 年には約 246 万人となり、全体の約 29.2%を占めると見込まれています。</u></p> <p><u>一方、生産年齢人口は大幅に減少し、令和 2 年の約 536 万人が、令和 12 年には約 511 万人となり、同様に、年少人口は約 103 万人が、約 86 万人になると見込まれています。また、その割合についても減少を続け、生産年齢人口は令和 2 年の約 60.7%から令和 12 年には約 60.6%となり、年少人口は約 11.7%から、全体の 1 割程度の約 10.2%にまで減少すると見込まれます。(図表 1-11、12)</u></p>	<p>(4) 人口と構成比率の推移</p> <p>大阪府の人口は平成 22 年より減少期に入り、<u>平成 27 年には約 884 万人と、約 3 万人減少しています。</u></p> <p><u>平成 30 年 8 月公表の大阪府推計によると、今後、減少傾向は続き、本マスタープランの目標年次である令和 12 年には約 833 万人となり、平成 27 年から約 51 万人の減少 (▲約 5.8%) が見込まれています。(図表 1-8)</u></p> <p><u>世帯数は単独世帯が増加していることから、平成 27 年は約 392 万世帯であり、令和 7 年の約 401 万世帯までは増加しますが、その後の令和 12 年には約 396 万世帯になり、減少期に入ることが見込まれています。(図表 1-9、10)</u></p> <p><u>また、高齢者人口は年々増加し、平成 27 年の約 232 万人が、令和 12 年には約 245 万人となり、全体の約 29.4%を占めると見込まれています。</u></p> <p><u>一方、生産年齢人口は大幅に減少し、平成 27 年の約 542 万人が、令和 12 年には約 500 万人を割り込み、同様に、年少人口は約 110 万人が、約 90 万人になると見込まれています。また、その割合についても減少を続け、生産年齢人口は平成 27 年の約 61.3%から令和 12 年には約 59.8%まで減少し、年少人口は約 12.4%から、全体の 1 割程度の約 10.7%にまで減少すると見込まれています。(図表 1-11、12)</u></p>
6	<p>図表 1-8 人口の推移と将来推計 (大阪府)</p> <p><u>日本の地域別将来推計人口 (2023 年推計) (国立社会保障・人口問題研究所) により更新</u></p> <p>図表 1-9 世帯数の推移と将来推計 (大阪府)</p> <p>図表 1-10 全世帯に占める世帯累計別割合 (大阪府)</p> <p><u>日本の世帯数の将来推計 (2024 年推計) (国立社会保障・人口問題研究所) により更新</u></p>	<p>図表 1-8 人口の推移と将来推計 (大阪府)</p> <p>図表 1-9 世帯数の推移と将来推計 (大阪府)</p> <p>図表 1-10 全世帯に占める世帯累計別割合 (大阪府)</p>
7	<p>図表 1-11 年齢 3 区分別人口の推移と将来推計 (大阪府)</p> <p>図表 1-12 大阪府の年齢 3 区分ごとの人口構成割合 (大阪府)</p> <p><u>日本の地域別将来推計人口 (2023 年推計) (国立社会保障・人口問題研究所) により更新</u></p>	<p>図表 1-11 年齢 3 区分別人口の推移と将来推計 (大阪府)</p> <p>図表 1-12 大阪府の年齢 3 区分ごとの人口構成割合 (大阪府)</p>
8	<p>(3) 規模</p> <p>○人口：約 230 万人 (大阪府全域約 884 万人の約 26.0%)</p> <p>○都市計画区域面積：約 87,501ha (大阪府全域約 189,578ha の約 46.2%)</p> <p>○市街化区域面積：約 35,324ha (都市計画区域の約 40.4%) (大阪府全域約 95,846ha (都市計画区域の約 50.6%))</p> <p>○人口密度：約 26.4 人/ha (市街化区域人口密度：約 62.4 人/ha) (大阪府全域約 46.6 人/ha (市街化区域人口密度：約 90.0 人/ha))</p> <p>出典：(人口、市街化区域人口) 令和 2 年国勢調査、</p>	<p>(3) 規模</p> <p>○人口：約 232 万人 (大阪府全域約 882 万人の約 26.2%)</p> <p>○都市計画区域面積：約 87,469ha (大阪府全域約 189,544ha の約 46.1%)</p> <p>○市街化区域面積：約 35,275ha (都市計画区域の約 40.3%) (大阪府全域約 95,683ha (都市計画区域の約 50.5%))</p> <p>○人口密度：約 26.2 人/ha (市街化区域人口密度：約 62.5 人/ha) (大阪府全域約 46.3 人/ha (市街化区域人口密度：約 90.1 人/ha))</p> <p>出典：(人口) 大阪府毎月推計人口 令和元年 7 月 1 日時点</p>

ページ	改定案	現マスタープラン
	<p>(都市計画区域面積、市街化区域面積) 令和3年都市計画現況調査をもとに算出</p> <p>(図(大阪府の都市計画区域)の更新)</p>	<p>(市街化区域人口密度) 平成27年国勢調査(総務省)、及び平成28年3月末時点の大阪府調べより算出</p> <p>(都市計画区域面積、市街化区域面積) 大阪府調べ 平成31年3月末時点</p> <p>(図(大阪府の都市計画区域))</p>
9	<p>(4) 現況</p> <p>①人口の推移</p> <p>本区域の人口は令和2年には約230万人で、既に減少期に入っていますが、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和12年には約212万人とさらに大幅に減少することが推計されています。(図表1-13)</p> <p>また、年齢構成比では、令和12年には、高齢者人口の割合が約32.1%に達する一方で、生産年齢人口は約57.8%となり、年少人口は約10.1%になると推計されており、今後も徐々に少子・高齢化が進むとみられます。(図表1-14)</p> <p>図表1-13 人口の推移と将来推計(南部大阪)</p> <p>図表1-14 年齢別構成比(南部大阪)</p> <p>日本の地域別将来推計人口(2023年推計)(国立社会保障・人口問題研究所)により更新</p>	<p>(4) 現況</p> <p>①人口の推移</p> <p>本区域の人口は平成27年には約236万人で、既に減少期に入っていますが、大阪府推計によると、令和12年には約214万人とさらに大幅に減少することが推計されています。(図表1-13)</p> <p>また、年齢構成比では、令和12年には、高齢者人口の割合が約31.3%に達する一方で、生産年齢人口は約57.6%となり、年少人口は約11.1%になると推計されており、今後も徐々に少子・高齢化が進むとみられます。(図表1-14)</p> <p>図表1-13 人口の推移と将来推計(南部大阪)</p> <p>図表1-14 年齢別構成比(南部大阪)</p>
9	<p>②都市の構造</p> <p>本区域の市街化区域の面積は約35,368haで、都市計画区域の約40.4%が市街化区域に指定されており、市街化区域内の人口密度は約62.4人/ha、また市街化区域の約87.5%がDIDとなっています。</p> <p>あわせて本区域に占めるDID内人口の割合は約88.8%で、府全域に占めるDID内人口の割合(約95.6%)と比べて低くなっています。</p> <p>また、本区域の急行停車駅等の主要な鉄道駅周辺には、日常生活を支える都市機能だけでなく、大学、高度医療施設、大規模文化施設、広域公園等の高次な都市機能が集積しており(図表1-15)、鉄道駅勢圏(半径1kmに含まれる町丁目)の人口割合は約64.7%と、人口の約6割が鉄道駅1km圏に居住していることから、おおむね鉄道駅を中心にして都市機能や人口が集積した都市構造を形成しているといえます。(図表1-16)</p>	<p>②都市の構造</p> <p>本区域の市街化区域の面積は約35,275haで、都市計画区域の約40.3%が市街化区域に指定されており、市街化区域内の人口密度は約62.5人/ha、また市街化区域の約87.5%がDIDとなっています。</p> <p>あわせて本区域に占めるDID内人口の割合は約88.6%で、府全域に占めるDID内人口の割合(約95.7%)と比べて低くなっています。</p> <p>また、本区域の急行停車駅等の主要な鉄道駅周辺には、日常生活を支える都市機能だけでなく、大学、高度医療施設、大規模文化施設、広域公園等の高次な都市機能が集積しており(図表1-15)、鉄道駅勢圏(半径1kmに含まれる町丁目)の人口割合は約64.4%と、人口の約6割が鉄道駅1km圏に居住していることから、おおむね鉄道駅を中心にして都市機能や人口が集積した都市構造を形成しているといえます。(図表1-16)</p>
10	<p>図表1-16 鉄道駅勢圏(駅から半径1km)人口</p> <p>令和2年国勢調査(総務省)、国土数値情報(令和2年12月時点)により更新</p>	<p>図表1-16 鉄道駅勢圏(駅から半径1km)人口</p>
11	<p>③人の動き</p> <p>令和3年パーソントリップ調査によると、通勤トリップでは、本区域から大阪市への移動の割合は10市町で20%を超えていますが、本区域内での移動の割合がほとんどの市町村で20%</p>	<p>③人の動き</p> <p>平成22年パーソントリップ調査によると、通勤トリップでは、本区域から大阪市への移動の割合は16市町で20%を超えていますが、本区域内での移動の割合がほとんどの市町村で20%</p>

ページ	改定案	現マスタープラン
	<p>を超過しており（自市町村内移動を除く）、特に泉南地域内での移動の割合は、他区域と比べて高いという特徴があります。また、区域外への移動は他区域ではほとんどみられません、南河内地域から隣接する東部大阪（中河内地域）への移動の割合が高い市が一部あり、南河内地域と中河内地域の圏域の重なりがみられます。（図表 1-17）</p> <p>休日の自由トリップでは、区域内での移動の割合が、ほとんどの市町村で 20%を超過しており（自市町村内移動を除く）、区域内での移動が多くなっています。（図表 1-18）</p> <p>また、代表交通手段分担率をみると、本区域では、他区域と比べて自動車の分担率が高く、最も分担率が高い交通手段は、平日・休日ともに自動車が多くなっています。（図表 1-19、20）</p> <p>図表 1-17 通勤（平日・休日）トリップ 図表 1-18 休日自由トリップ <u>令和 3 年 第 6 回近畿圏パーソントリップ調査（京阪神都市圏交通計画協議会）により更新</u></p>	<p>を超過しており（自市町村内移動を除く）、特に泉南地域内での移動の割合は、他区域と比べて高いという特徴があります。また、区域外への移動は他区域ではほとんどみられません、南河内地域から隣接する東部大阪（中河内地域）への移動の割合が高い市が一部あり、南河内地域と中河内地域の圏域の重なりがみられます。（図表 1-17）</p> <p>休日の自由トリップでは、区域内での移動の割合が、ほとんどの市町村で 20%を超過しており（自市町村内移動を除く）、区域内での移動が多くなっています。（図表 1-18）</p> <p>また、代表交通手段分担率をみると、本区域では、他区域と比べて自動車の分担率が高く、最も分担率が高い交通手段は、平日・休日ともに自動車が多くなっています。（図表 1-19、20）</p> <p>図表 1-17 通勤（平日・休日）トリップ 図表 1-18 休日自由トリップ</p>
12	<p>図表 1-19 代表交通手段分担率（平日） 図表 1-20 代表交通手段分担率（休日） <u>令和 3 年 第 6 回近畿圏パーソントリップ調査（京阪神都市圏交通計画協議会）により更新</u></p>	<p>図表 1-19 代表交通手段分担率（平日） 図表 1-20 代表交通手段分担率（休日）</p>
12	<p>④土地利用の状況</p> <p>【住宅地の状況】 本区域では、泉北ニュータウン、阪南スカイタウンのような大規模で計画的な 住宅市街地が整備されている一方で、戦災を免れた地域等に密集市街地が残っています。 <u>住宅地は平成 23 年から令和 3 年にかけて約 520ha 増加しています。（図表 1-21）住宅数は平成 25 年から令和 5 年にかけて約 5 万戸増加していますが、一方で空き家率は約 0.2%減少しています。（図表 1-23）</u></p> <p>【工業用地の状況】 本区域では、泉州地域（<u>泉北地域及び泉南地域</u>）のベイエリアを中心に工業系の土地利用がされており、泉大津フェニックス、テクノステージ和泉、ちきりアイランド等の産業用地があります。 <u>平成 23 年から令和 3 年にかけて、工業用地は約 90ha 増加しており、府内の他区域に比べて維持できています。（図表 1-21）</u></p> <p>【農用地・みどりの状況】 本区域の農用地面積は府域の農用地面積の約 6 割を占めており、農業産出額についても府域の約 7 割を占めています。（図表 1-24、25） 森林面積についても府域の森林面積の約 5 割を占めており、その大部分は金剛生駒・和泉</p>	<p>④土地利用の状況</p> <p>【住宅地の状況】 本区域では、泉北ニュータウン、阪南スカイタウンのような大規模で計画的な 住宅市街地が整備されている一方で、戦災を免れた地域等に密集市街地が残っています。 <u>平成 20 年から平成 30 年にかけて、住宅地は約 688ha 増加しています。（図表 1-21）住宅数は約 5 万戸増加していますが、一方で空き家率は約 0.9%増加しています。（図表 1-23）</u></p> <p>【工業用地の状況】 本区域では、泉州地域のベイエリアを中心に工業系の土地利用がされており、泉大津フェニックス、テクノステージ和泉、ちきりアイランド等の産業用地があります。 <u>平成 20 年から平成 30 年にかけて、工業用地は約 16ha 減少していますが、府内の他区域に比べて維持できています。（図表 1-21）</u></p> <p>【農用地・みどりの状況】 本区域の農用地面積は府域の農用地面積の約 6 割を占めており、農業産出額についても府域の約 7 割を占めています。（図表 1-24、25） 森林面積についても府域の森林面積の約 5 割を占めており、その大部分は金剛生駒・和泉</p>

ページ	改定案	現マスタープラン
	<p>葛城山系に存在し、一部は自然環境保全地域に指定されるなど、豊かな自然や景観が残されています。(図表1-24)</p> <p>平成23年から令和3年にかけて、農用地は約729ha、森林が約479ha減少しており、農用地に関しては農業従事者の高齢化による担い手不足が一因となり、住宅地等へ転用されているものと考えられます。(図表1-21)</p>	<p>葛城山系に存在し、一部は自然環境保全地域に指定されるなど、豊かな自然や景観が残されています。(図表1-24)</p> <p>平成20年から平成30年にかけて、農用地は約735ha、森林が約387ha減少しており、農用地に関しては農業従事者の高齢化による担い手不足が一因となり、住宅地等へ転用されているものと考えられます。(図表1-21)</p>
13	<p>図表1-21 土地利用区分ごとの面積増減 図表1-22 土地利用区分ごとの面積割合(令和3年) <u>令和4年度版国土利用計画関係資料集(大阪府)により更新</u></p> <p>図表1-23 住宅数と空家率の増減 <u>住宅土地統計調査(総務省)により更新</u></p> <p>図表1-24 農用地・森林面積割合(令和3年) <u>令和4年度版国土利用計画関係資料集(大阪府)により更新</u></p> <p>図表1-25 農業産出額(令和4年) <u>令和4年市町村別農業産出額(推計)(農林水産省)により更新</u></p>	<p>図表1-21 土地利用区分ごとの面積増減 図表1-22 土地利用区分ごとの面積割合(平成30年)</p> <p>図表1-23 住宅数と空家率の増減</p> <p>図表1-24 農用地・森林面積割合(平成30年)</p> <p>図表1-25 農業産出額(平成29年)</p>
14	<p>⑤産業の動向</p> <p>本区域の民営事業所数は卸売業・小売業が最も多く、次いで宿泊業・飲食サービス業と製造業が多くなっています。平成28年から令和3年にかけて、総事業所数は約2千事業所が減少しており、医療・福祉の事業所数は増加していますが、その他の事業所数はほぼ横ばいか減少しています。(図表1-26)</p> <p>就業者数は平成22年から令和2年にかけて、約102万2千人から約97万3千人へと約4万9千人減少(▲約4.8%)しています。(図表1-27)</p> <p>今後、生産年齢人口の減少による労働力人口の減少が見込まれる中、性別、年齢、国籍を問わず多様な労働力を確保することが必要です。</p> <p>また、本区域の製造品出荷額は、リーマン・ショックの影響が大きく見られた平成21年から徐々に増加していましたが、平成27年、平成28年と令和元年は減少しています。(図表1-28、29)</p> <p>図表1-26 事業所数(南部大阪) <u>平成28年、令和3年経済センサス(総務省・経済産業省)により更新</u></p> <p>図表1-27 産業別の就業人口 <u>平成22年、令和2年 国勢調査(総務省)により更新</u></p> <p>図表1-28 製造品出荷額</p> <p>図表1-29 製造品出荷額(工業用地面積あたり) <u>工業統計調査(経済産業省)により更新</u></p>	<p>⑤産業の動向</p> <p>本区域の民営事業所数は卸売業・小売業が最も多く、次いで宿泊業・飲食サービス業と製造業が多くなっています。平成24年から平成28年にかけて、総事業所数は約2千事業所が減少しており、医療・福祉の事業所数は増加していますが、その他の事業所数はほぼ横ばいか減少しています。(図表1-26)</p> <p>就業者数は平成17年から平成27年にかけて、約105万7千人から約102万1千人へと約3万6千人減少(▲3.4%)しています。(図表1-27)</p> <p>今後、生産年齢人口の減少による労働力人口の減少が見込まれる中、性別、年齢、国籍を問わず多様な労働力を確保することが必要です。</p> <p>また、本区域の製造品出荷額は、平成19年と平成29年を比較すると増加していますが、平成21年にはリーマン・ショックの影響を受けて一旦大きく落ち込み、その後、徐々に増加してきています。(図表1-28、29)</p> <p>図表1-26 事業所数(南部大阪)</p> <p>図表1-27 産業別の就業人口</p> <p>図表1-28 製造品出荷額</p> <p>図表1-29 製造品出荷額(工業用地面積あたり)</p>

ページ	改定案	現マスタープラン
15	<p>⑥南部大阪都市計画区域の特徴 (略)</p> <p>新たな交通基盤として、大阪都市再生環状道路の一部を担う阪神高速大和川線が令和2年3月に開通しました。また、鉄道についても、関西国際空港から国土軸や都心部へのアクセスを向上させるなにお筋線の事業が進められています。</p>	<p>⑥南部大阪都市計画区域の特徴 (略)</p> <p>現在、新たな交通基盤として、大阪都市再生環状道路の一部を担う阪神高速大和川線が令和2年3月に開通しました。また、鉄道についても、関西国際空港から国土軸や都心部へのアクセスを向上させるなにお筋線の事業が進められています。</p>
16	<p>第2章 都市づくりの目標 (略)</p> <p>このため本章では、日本国際博覧会、IRの誘致、リニア中央新幹線の整備によるスーパー・メガリージョンの形成等、大阪の成長に大きなインパクトを与える動きを見据えながら、大阪府全体を視野に入れ、大阪の特性や近年の社会情勢の変化を踏まえて、国際競争、防災、環境、都市魅力、コンパクト・プラス・ネットワーク、スマートシティ等の多様な視点で目指すべき方向性を定め、大阪にふさわしい都市づくりのあり方を示します。 (略)</p>	<p>第2章 都市づくりの目標 (略)</p> <p>このため本章では、日本国際博覧会(令和7年開催予定)、IRの誘致、リニア中央新幹線の整備によるスーパー・メガリージョンの形成等、大阪の成長に大きなインパクトを与える動きを見据えながら、大阪府全体を視野に入れ、大阪の特性や近年の社会情勢の変化を踏まえて、国際競争、防災、環境、都市魅力、コンパクト・プラス・ネットワーク、スマートシティ等の多様な視点で目指すべき方向性を定め、大阪にふさわしい都市づくりのあり方を示します。 (略)</p>
18	<p>(5) 環境にやさしく、みどり豊かな都市の形成 (略)</p> <p>このほか、太陽光発電をはじめとする新エネルギーや省エネルギー技術の活用、エネルギーの面的利用等を促進し、さらには、物流の効率化を図るための道路ネットワークの整備促進、マイカー利用の抑制、公共交通や自転車の適切な利用を促進し、環境負荷の少ない<u>脱炭素型</u>の環境先進都市を目指します。</p>	<p>(5) 環境にやさしく、みどり豊かな都市の形成 (略)</p> <p>このほか、太陽光発電をはじめとする新エネルギーや省エネルギー技術の活用、エネルギーの面的利用等を促進し、さらには、物流の効率化を図るための道路ネットワークの整備促進、マイカー利用の抑制、公共交通や自転車の適切な利用を促進し、環境負荷の少ない<u>低炭素型</u>の環境先進都市を目指します。</p>
22 ～ 23	<p>第3章 区域区分(線引き)の決定に関する方針 2. 区域区分の役割</p> <p>区域区分は、昭和45年の当初計画決定以降、<u>8回</u>にわたる一斉見直しを経て現在に至っています。この制度は、これまで無秩序な市街地の拡大を抑制し、計画的な市街地整備に大きな役割を果たしてきました。</p> <p>今後についても、人口及び産業の動向及びそれに必要な都市的土地利用の需要の適切な見通し等を勘案して、市街地の拡大・縮小について適切に判断していくことが重要です。</p> <p>3. <u>第9回区域区分変更の方針</u> (1) <u>第9回区域区分変更の基本方針</u></p> <p>大阪府が決定する区域区分の変更については、別途定める「<u>第9回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針(令和5年2月)</u>」に基づき実施します。</p> <p>なお、堺市における区域区分は、同市が定める「<u>第9回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の変更に関する方針(令和6年2月)</u>」に基づき、同市において実施されます。</p>	<p>第3章 区域区分(線引き)の決定に関する方針 2. 区域区分の役割</p> <p>区域区分は、昭和45年の当初計画決定以降、<u>7回</u>にわたる一斉見直しを経て現在に至っています。この制度は、これまで無秩序な市街地の拡大を抑制し、計画的な市街地整備に大きな役割を果たしてきました。</p> <p>今後についても、人口及び産業の動向及びそれに必要な都市的土地利用の需要の適切な見通し等を勘案して、市街地の拡大・縮小について適切に判断していくことが重要です。</p> <p>3. <u>第8回区域区分変更の方針</u> (1) <u>第8回区域区分変更の基本方針</u></p> <p>大阪府が決定する区域区分の変更については、別途定める「<u>第8回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針(平成30年2月)</u>」に基づき実施します。</p> <p>なお、堺市における区域区分は、同市が定める「<u>第8回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の変更に関する方針(平成31年2月)</u>」に基づき、同市において実施されます。</p>

ページ	改定案	現マスタープラン
	<p>(2) 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の市街化区域内における既成市街地の再整備や低未利用地の活用等により土地の有効活用を図り、市街地の無秩序な拡大の抑制に努めることを基本とします。 ○ 市街化区域への編入については、市町村マスタープラン等に位置付けられ、かつ、立地適正化計画を策定している市町村は立地適正化計画との整合が図られている区域とします。 ○ 都市機能を集約する区域や交通ネットワークを活用した産業立地を促進する区域において、必要最小限の区域で市街化調整区域から市街化区域への編入を進めます。 ○ <u>計画的な市街地の形成の見込みがない区域等を市街化調整区域へ編入するなど、市街地規模の見直しも見据えながら、適正な区域区分の変更を行い、良好な市街地を形成・維持します。</u> ○ 市街化区域への編入にあたっては、土地利用の不可逆性や自然的環境の保全等に配慮し、農林漁業との調和を図りつつ、「みどりの大阪推進計画」で示された緑化の目標を確保するなど、緑地の保全や景観に配慮した土地利用を図るものとします。 ○ 災害に強い都市づくりに向け、市街化調整区域における災害のリスクが高い区域については、新たな市街地が形成されないよう、原則として市街化区域への編入は行いません。 ○ 都市農地については、食料等の安定供給、災害時における活用、地球温暖化の防止、生物多様性の確保、良好な景観形成、府民のレクリエーション利用の場等、都市における貴重な緑地として、多面的機能の発揮を図るよう適正な保全に努めます。 <p>(3) 市街化区域への編入を検討する区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市街地：市町村マスタープラン等に位置付けられた「<u>鉄道駅、市役所・町村役場等地域の生活拠点からの徒歩圏の区域</u>（以下、「生活拠点からの徒歩圏の区域」という。）」又は「<u>主要な幹線道路（4車線以上を基本とする）沿道の区域</u>（以下、「<u>主要な幹線道路沿道の区域</u>」という。）」（ただし、住宅系土地利用は、「生活拠点からの徒歩圏の区域」に限る）で、現行の市街化区域と一体の市街地形成が図られ、計画的な土地利用を誘導し、新たに市街地の形成を図るべき区域 ・既成市街地：「生活拠点からの徒歩圏の区域」又は「主要な幹線道路沿道の区域」（ただし、住宅系土地利用が図られている場合は、「生活拠点からの徒歩圏の区域」かつ一定の人口密度以上の区域に限る）で、現行の市街化区域と一体の市街地形成が図られ、より良好な市街地の形成及び保全を図っていくべき区域（原則として建物の建っていない区域、<u>新たな土地利用の更新がない区域は除く</u>） ・飛地：<u>おおむね 50ha 以上である一団の土地の区域</u>であって、計画的な市街地の形成が確実に図られる区域として「<u>新市街地</u>」に掲げる区域（ただし、現行の市街 	<p>(2) 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の市街化区域内における既成市街地の再整備や低未利用地の活用等により土地の有効活用を図り、市街地の無秩序な拡大の抑制に努めることを基本とします。 ○ 市街化区域への編入については、市町村マスタープラン等に位置付けられ、かつ、立地適正化計画を策定している市町村は立地適正化計画との整合が図られている区域とします。 ○ 都市機能を集約する区域や交通ネットワークを活用した産業立地を促進する区域において、必要最小限の区域で市街化調整区域から市街化区域への編入を進めます。 ○ 市街化区域への編入にあたっては、土地利用の不可逆性や自然的環境の保全等に配慮し、農林漁業との調和を図りつつ、「みどりの大阪推進計画」で示された緑化の目標を確保するなど、緑地の保全や景観に配慮した土地利用を図るものとします。 ○ 災害に強い都市づくりに向け、市街化調整区域における災害のリスクが高い区域については、新たな市街地が形成されないよう、原則として市街化区域への編入は行いません。 ○ <u>計画的な市街地の形成の見込みがない区域等を市街化調整区域へ編入するなど、適正な区域区分の変更を行い、良好な市街地を形成・維持します。</u> ○ 都市農地については、「<u>都市農業振興基本計画（平成 28 年閣議決定）</u>」において、都市に「<u>あるべきもの</u>」と位置付けられたことを踏まえ、食料等の安定供給、災害時における活用、地球温暖化の防止、生物多様性の確保、良好な景観形成、府民のレクリエーション利用の場等、都市における貴重な緑地として、多面的機能の発揮を図るよう適正な保全に努めます。 <p>(3) 市街化区域への編入を検討する区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市街地：「<u>市町村マスタープラン等に位置付けられた地域の生活拠点からの徒歩圏の区域</u>（以下、「生活拠点からの徒歩圏の区域」という。）」又は「<u>主要な幹線道路沿道の区域</u>」（ただし、住宅系土地利用は、「生活拠点からの徒歩圏の区域」に限る）で、現行の市街化区域と一体の市街地形成が図られる<u>区域において</u>、計画的な土地利用を誘導し、新たに市街地の形成を図るべき区域 ・既成市街地：「生活拠点からの徒歩圏の区域」又は「主要な幹線道路沿道の区域」（ただし、住宅系土地利用が図られている場合は、「生活拠点からの徒歩圏の区域」かつ一定の人口密度以上の区域に限る）で、現行の市街化区域と一体の市街地形成が図られる<u>区域において</u>、より良好な市街地の形成及び保全を図っていくべき区域（原則として建物の建っていない区域は除く） ・飛地：<u>おおむね 20ha 以上を目途とした一団の土地の区域</u>であって、計画的な市街地の形成が確実に図られる区域

ページ	改定案	現マスタープラン																																										
	<p>化区域と一体であることを除く) <u>ただし、インターチェンジ等と一体となって計画的に整備される工業等の適地など</u>にあっては、20ha以上を目途とした一団の土地の区域</p> <p>・埋立地：公有水面埋立法に基づく埋立免許によって、事業実施中又は完了している区域</p> <p>(4) 市街化調整区域への編入を検討する区域</p> <p>・<u>開発又は建築行為がほとんど行われておらず、計画的な市街地整備の見込みがない区域</u></p> <p>・溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生の恐れがあるなど、災害リスクの高い区域</p>	<p>・埋立地：公有水面埋立法に基づく埋立免許によって、事業実施中又は完了している区域</p> <p>(4) 市街化調整区域への編入を検討する区域</p> <p>・計画的な市街化の見込みがない区域</p> <p>・溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生の恐れがあるなど、災害リスクの高い区域</p>																																										
24	<p>(6) 目標年次における市街化区域の規模</p> <p>本区域における人口、世帯数及び産業の見通しと市街化の現況及び動向から、目標年次における市街化区域の規模を想定し、区域区分の変更を行います。</p> <p>① 目標年次におけるおおむねの人口及び産業の規模</p> <p>・目標年次におけるおおむねの人口</p> <table border="1" data-bbox="528 898 1362 1094"> <thead> <tr> <th>年次 区分</th> <th>令和2年 (実績)</th> <th>令和12年 (目標年次)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画区域内人口</td> <td>2,303.0千人</td> <td>2,117.0千人</td> </tr> <tr> <td>市街化区域内人口</td> <td>2,152.8千人</td> <td>1,963.5千人</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 目標年次における数値は、日本の地域別将来推計人口(2023年推計)(国立社会保障・人口問題研究所)を踏まえ、大阪府大阪都市計画局計画推進室計画調整課において、都市計画区域ごとに算出したもの。</p> <p>注) 目標年次における市街化区域内人口は、市街化区域への編入を保留する人口を含まない。</p> <p>・目標年次における産業の規模</p> <table border="1" data-bbox="528 1367 1362 1514"> <thead> <tr> <th>年次 区分</th> <th>令和2年 (実績)</th> <th>令和12年 (目標年次)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造品出荷額等</td> <td>57,146億円</td> <td>69,478億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 目標年次における数値は、工業統計調査(経済産業省)をもとに算出したもの。</p> <p>② 目標年次における市街化区域の規模</p> <p>本区域の市街化区域の規模を次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="528 1692 1362 1839"> <thead> <tr> <th>年次 区分</th> <th>令和2年 (実績)</th> <th>令和12年 (目標年次)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街化区域面積</td> <td>35,324 ha</td> <td>35,484 ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 目標年次における市街化区域面積は、市街化区域への編入を保留する面積を含まない。</p>	年次 区分	令和2年 (実績)	令和12年 (目標年次)	都市計画区域内人口	2,303.0千人	2,117.0千人	市街化区域内人口	2,152.8千人	1,963.5千人	年次 区分	令和2年 (実績)	令和12年 (目標年次)	製造品出荷額等	57,146億円	69,478億円	年次 区分	令和2年 (実績)	令和12年 (目標年次)	市街化区域面積	35,324 ha	35,484 ha	<p>(6) 目標年次における市街化区域の規模</p> <p>本区域における人口、世帯数及び産業の見通しと市街化の現況及び動向から、目標年次における市街化区域の規模を想定し、区域区分の変更を行います。</p> <p>② 目標年次におけるおおむねの人口及び産業の規模</p> <p>・目標年次におけるおおむねの人口</p> <table border="1" data-bbox="1792 898 2626 1094"> <thead> <tr> <th>年次 区分</th> <th>平成27年 (実績)</th> <th>令和7年 (目標年次)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画区域内人口</td> <td>2,357.8千人</td> <td>2,226.4千人</td> </tr> <tr> <td>市街化区域内人口</td> <td>2,202.4千人</td> <td>2,061.8千人</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 目標年次における数値は、「大阪府の将来推計人口について」(平成30年8月)を踏まえ、大阪府都市整備部都市計画室計画推進課において、都市計画区域ごとに算出したもの。</p> <p>注) 目標年次における市街化区域内人口は、市街化区域への編入を保留する人口を含まない。</p> <p>・目標年次における産業の規模</p> <table border="1" data-bbox="1792 1367 2626 1514"> <thead> <tr> <th>年次 区分</th> <th>平成27年 (実績)</th> <th>令和7年 (目標年次)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造品出荷額等</td> <td>65,566億円</td> <td>70,896億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 目標年次における数値は、工業統計調査(経済産業省)をもとに算出したもの。</p> <p>② 目標年次における市街化区域の規模</p> <p>本区域の市街化区域の規模を次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1792 1692 2626 1839"> <thead> <tr> <th>年次 区分</th> <th>平成27年 (実績)</th> <th>令和7年 (目標年次)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街化区域面積</td> <td>35,251 ha</td> <td>35,323 ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 目標年次における市街化区域面積は、市街化区域への編入を保留する面積を含まない。</p>	年次 区分	平成27年 (実績)	令和7年 (目標年次)	都市計画区域内人口	2,357.8千人	2,226.4千人	市街化区域内人口	2,202.4千人	2,061.8千人	年次 区分	平成27年 (実績)	令和7年 (目標年次)	製造品出荷額等	65,566億円	70,896億円	年次 区分	平成27年 (実績)	令和7年 (目標年次)	市街化区域面積	35,251 ha	35,323 ha
年次 区分	令和2年 (実績)	令和12年 (目標年次)																																										
都市計画区域内人口	2,303.0千人	2,117.0千人																																										
市街化区域内人口	2,152.8千人	1,963.5千人																																										
年次 区分	令和2年 (実績)	令和12年 (目標年次)																																										
製造品出荷額等	57,146億円	69,478億円																																										
年次 区分	令和2年 (実績)	令和12年 (目標年次)																																										
市街化区域面積	35,324 ha	35,484 ha																																										
年次 区分	平成27年 (実績)	令和7年 (目標年次)																																										
都市計画区域内人口	2,357.8千人	2,226.4千人																																										
市街化区域内人口	2,202.4千人	2,061.8千人																																										
年次 区分	平成27年 (実績)	令和7年 (目標年次)																																										
製造品出荷額等	65,566億円	70,896億円																																										
年次 区分	平成27年 (実績)	令和7年 (目標年次)																																										
市街化区域面積	35,251 ha	35,323 ha																																										

ページ	改定案	現マスタープラン
24	<p>4. 市街化区域への随時編入</p> <p>(1) 市街化区域への編入を保留する制度の活用</p> <p>第9回区域区分変更時に市街化区域へ編入する必要性・見通しが認められるものの、その時点で事業実施の確実性の不足等の理由により、市街化区域への編入の条件を満たしていない区域のうち、計画的な事業の実施がおおむね5年以内に実施される見込みがあると認められる区域については、市街化区域への編入を保留する区域とします。</p>	<p>4. 市街化区域への随時編入</p> <p>(1) 市街化区域への編入を保留する制度の活用</p> <p>第8回区域区分変更時に市街化区域へ編入する必要性・見通しが認められるものの、その時点で事業実施の確実性の不足等の理由により、市街化区域への編入の条件を満たしていない区域のうち、計画的な事業の実施がおおむね5年以内に実施される見込みがあると認められる区域については、市街化区域への編入を保留する区域とします。</p>
25	<p>(3) 保留区域</p> <p><u>(保留区域図の更新)</u></p>	<p>(3) 保留区域</p> <p><u>(保留区域図)</u></p>
28	<p>(2) 用途地域指定に関する方針</p> <p>(略)</p> <p>なお、大阪府においては、用途地域等の指定の基本的な考え方として「用途地域の指定のガイドライン」を定めていますが、用途地域は、市町村が定める都市計画であることから、その運用にあたっては、市町村において地域の実情に合わせた「用途地域の指定方針」等ルールを定め、これに即して行うことが望まれます。</p>	<p>(2) 用途地域指定に関する方針</p> <p>(略)</p> <p>なお、大阪府においては、用途地域等の指定の基本的な考え方として「用途地域指定のガイドライン」を定めていますが、用途地域は、市町村が定める都市計画であることから、その運用にあたっては、市町村において地域の実情に合わせた「用途地域の指定方針」等ルールを定め、これに即して行うことが望まれます。</p>
29 ～ 30	<p>(7) 優良な農地との健全な調和に関する方針</p> <p>都市農地は、「都市農業振興基本計画（平成28年閣議決定）」において、新たに都市政策上も都市に「あるべきもの」、都市における貴重な緑地として明確に位置付けられました。</p> <p>(略)</p> <p>これらの多様な機能を発揮させるため、「おおさか農政アクションプラン」との整合を図り、農業の担い手の確保等の農業振興施策とあわせて、区域区分の運用や、生産緑地制度の活用及び田園住居地域の指定等を適切に行い、優良な農地の保全・活用を促進します。</p>	<p>(7) 優良な農地との健全な調和に関する方針</p> <p>都市農地は新たに、都市政策上も都市に「あるべきもの」、都市における貴重な緑地として明確に位置付けられました。<u>(「第3章3(2)基本的な考え方」(P23)参照)</u></p> <p>(略)</p> <p>これらの多様な機能を発揮させるため、「<u>新たな</u>おおさか農政アクションプラン」との整合を図り、農業の担い手の確保等の農業振興施策とあわせて、区域区分の運用や、生産緑地制度の活用及び田園住居地域の指定等を適切に行い、優良な農地の保全・活用を促進します。</p>
31	<p>(5) 市街化調整区域の地区計画の運用について</p> <p>大阪府においては、地区計画の規模や対象区域等についての基本的な考え方として、「市街化調整区域における地区計画のガイドライン」を定めていますが、地区計画は市町村が定める都市計画であることから、その運用にあたっては、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であるという基本理念のもと、市町村において地域の実情に合わせたガイドライン等を策定し、これに即して行うことが望まれます。</p> <p>特に、<u>集団的農地をはじめ良好な営農条件を備えている農地が存在する区域において地区計画を策定する際には、都市的土地利用と農的土地利用の十分な調整を行ったうえで、関係法令で定める土地利用調整の手法を活用するなど、計画的で調和のとれた土地利用が望まれます。</u></p>	<p>(5) 市街化調整区域の地区計画の運用について</p> <p>大阪府においては、地区計画の規模や対象区域等についての基本的な考え方として、「市街化調整区域における地区計画のガイドライン」を定めていますが、地区計画は市町村が定める都市計画であることから、その運用にあたっては、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であるという基本理念のもと、市町村において地域の実情に合わせたガイドライン等を策定し、これに即して行うことが望まれます。</p>

ページ	改定案	現マスタープラン
32	<p>4-2. 都市施設の整備に関する方針</p> <p>1. 交通施設に関する方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都市高速鉄道等 (略)</p> <p>○ 都市交通の安全性の確保と円滑化を図るため、南海本線・高師浜線等の連続立体交差事業を推進します。</p>	<p>4-2. 都市施設の整備に関する方針</p> <p>1. 交通施設に関する方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都市高速鉄道等 (略)</p> <p>○ 都市交通の安全性の確保と円滑化を図るため、南海本線・高師浜線の連続立体交差事業を推進します。</p>
33	<p>(4) 略</p> <p>【関連計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府都市整備中期計画 (R3.1) ・大阪府都市整備部地震防災アクションプログラム (R4.8) ・大阪府交通道路マスタープラン (H16.3) ・第11次大阪府交通安全計画 (R3.9) ・大阪府新広域道路交通ビジョン (R6.3) ・大阪府新広域道路交通計画 (R6.3) ・大阪府自転車通行空間10か年整備計画 (案) (R4.8) ・大阪府自転車活用推進計画 (R5.10) ・大阪府無電柱化推進計画 (R4.4) ・公共交通戦略 (R1.11) ・大阪府営港湾長期構想 (H17.6) ・堺泉北港港湾計画 (H31.3) ・阪南港港湾計画 (H18.2) 	<p>(4) 略</p> <p>【関連計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府都市整備中期計画 (案) (H28.3) ・大阪府都市整備部地震防災アクションプログラム (H31.4) ・大阪府交通道路マスタープラン (H16.3) ・第10次大阪府交通安全計画 (H28.10) ・大阪府自転車通行空間10か年整備計画 (案) (H31.3) ・大阪府自転車活用推進計画 (R1.12) ・大阪府無電柱化推進計画 (H30.3) ・公共交通戦略 (R1.11) ・大阪府営港湾長期構想 (H17.6) ・堺泉北港港湾計画 (H31.3) ・阪南港港湾計画 (H18.2)
34	<p>2. 河川整備の方針</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>【関連計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府都市整備中期計画 (R3.1) ・河川整備長期計画 (H8.3) ・今後の治水対策の進め方 (H22.6) ・河川整備基本方針 (各水系で異なる) ・河川整備計画 (各水系で異なる) ・寝屋川流域水害対策計画 (H26.8) ・「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プラン (R4.10) ・寝屋川流域水環境改善計画 (R4.6) ・大和川水環境改善計画 (R4.3) ・今後の土砂災害対策の進め方 (R1.8) 	<p>2. 河川整備の方針</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>【関連計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府都市整備中期計画 (案) (H28.3) ・河川整備長期計画 (H8.3) ・今後の治水対策の進め方 (H22.6) ・河川整備基本方針 (各水系で異なる) ・河川整備計画 (各水系で異なる) ・寝屋川流域水害対策計画 (H26.8) ・瀬戸内海の環境保全に関する大阪府計画 (H28.10) ・寝屋川流域水環境改善計画 (H24.5) ・大和川水環境改善計画 (H28.2) ・今後の土砂災害対策の進め方 (R1.8)
34	<p>3. 下水道整備の方針</p> <p>(2) 水環境の管理</p> <p>○ 本区域の人口に対する下水道普及率は、90.8% (R5.3 末時点) であり、府全域の普及率 (97.0%) と比較して低くなっています。引き続き下水道未整備地域の普及促進を図るとともに、整備済み区域における未接続の早期解消を目指します。</p> <p>(略)</p>	<p>3. 下水道整備の方針</p> <p>(2) 水環境の管理</p> <p>○ 本区域の人口に対する下水道普及率は、89.5% (H31.3 末時点) であり、府全域の普及率 (96.5%) と比較して低くなっています。引き続き下水道未整備地域の普及促進を図るとともに、整備済み区域における未接続の早期解消を目指します。</p> <p>(略)</p>
35	<p>【関連計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府都市整備中期計画 (R3.1) ・21世紀の大阪府下水道整備基本計画 (H14.3) 	<p>【関連計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府都市整備中期計画 (案) (H28.3) ・21世紀の大阪府下水道整備基本計画 (H14.3)

ページ	改定案	現マスタープラン
	<p>・大阪湾流域別下水道整備総合計画（H22.8） ・大阪府流域下水道事業経営戦略（H30.3）</p>	<p>・大阪湾流域別下水道整備総合計画（H22.8） ・大阪府流域下水道事業経営戦略（H30.3）</p>
35	<p>4. 公園整備の方針 (3) 都市の活力・魅力を生み出す公園づくり ○ 民間が公園施設の設置を含め、公園全体をマネジメントする PMO（ピーエムオー）型指定管理や、公園の一部を活用して施設の設置・管理を行う P-PFI（ピー・ピーエフアイ）型施設整備等を導入し、民間の資金やノウハウを活用して、公園の特色や利用者のニーズに合わせたにぎわい施設の設置等、にぎわいづくりに引き続き取り組みます。 ○ 地域の課題に応じた施設の導入や、地域の課題解決に取り組む NPO やボランティア等と連携し、高齢者の健康増進や子育て世代の交流等、多彩なイベントプログラム等を実施します。</p>	<p>4. 公園整備の方針 (3) 都市の活力・魅力を生み出す公園づくり ○ 民間が公園施設の設置を含め、公園全体をマネジメントする PMO（ピーエムオー）型指定管理や、公園の一部を活用して施設の設置・管理を行う P-PFI（ピー・ピーエフアイ）型施設整備等を導入し、民間の資金やノウハウを活用して、公園の特色や利用者のニーズに合わせたにぎわい施設の設置等、にぎわいづくりに取り組みます。 ○ 地域の課題に応じた施設を導入するとともに、それらに取り組む NPO やボランティア等と連携し、高齢者の健康増進や子育て世代の交流等、多彩なイベントプログラム等を実施します。</p>
36	<p>(5) 略 【関連計画】 ・大阪府都市整備中期計画（R3.1） ・みどりの大阪推進計画（H21.12） ・大阪府営公園マスタープラン（H31.3） ・大阪パークビジョン（R3.12）</p>	<p>(5) 略 【関連計画】 ・大阪府都市整備中期計画（案）（H28.3） ・みどりの大阪推進計画（H21.12） ・大阪府営公園マスタープラン（H31.3）</p>
36	<p>5. その他の都市施設の整備の方針 (略) 【関連計画】 ・大阪府循環型社会推進計画（R3.3）</p>	<p>5. その他の都市施設の整備の方針 (略) 【関連計画】 ・大阪府循環型社会推進計画（H28.6）</p>
37	<p>4-3. 市街地開発事業に関する方針 (2) 立地特性・土地利用特性に応じた拠点の整備 (略) ○ まちづくり方針を定める大阪外環状線等の主要幹線道路沿道等においては、周辺環境に配慮しつつ、高い立地ポテンシャルを有効に活用し、工業や流通業務施設等の産業を誘導します。あわせて、土地区画整理事業等により、企業の立地ニーズに対応した適切な土地利用に努めます。 【土地区画整理事業】 岸和田丘陵（岸和田市）等</p>	<p>4-3. 市街地開発事業に関する方針 (2) 立地特性・土地利用特性に応じた拠点の整備 (略) ○ まちづくり方針を定める大阪外環状線等の主要幹線道路沿道等においては、周辺環境に配慮しつつ、高い立地ポテンシャルを有効に活用し、工業や流通業務施設等の産業を誘導します。あわせて、土地区画整理事業等により、企業の立地ニーズに対応した適切な土地利用に努めます。 【土地区画整理事業】 岸和田丘陵（岸和田市）</p>
38	<p>図表 4-3-1 土地区画整理事業・市街地再開発事業等の実施状況 令和5年度都市計画現況調査により更新</p>	<p>図表 4-3-1 土地区画整理事業・市街地再開発事業等の実施状況</p>

ページ	改定案	現マスタープラン
41	<p>4-4. その他の方針</p> <p>1. 都市防災に関する方針 (1)～(4) 略</p> <p>【関連計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府地域防災計画 (R7.3) ・大阪府防災都市づくり広域計画 (H21.1) ・災害に強い都市づくりガイドライン(H17.1) ・住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪(R3.3) ・大阪府密集市街地整備方針 (R3.3) ・大阪府震災復興都市づくりガイドライン (H27.3) ・大阪府無電柱化推進計画 (R4.4) ・大阪府都市整備部地震防災アクションプログラム (R4.8) 	<p>4-4. その他の方針</p> <p>1. 都市防災に関する方針 (1)～(4) 略</p> <p>【関連計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府地域防災計画 (H31.1) ・大阪府防災都市づくり広域計画 (H21.1) ・災害に強い都市づくりガイドライン(H17.1) ・住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪(H31.3) ・大阪府密集市街地整備方針 (H30.3) ・大阪府震災復興都市づくりガイドライン (H27.3) ・大阪府無電柱化推進計画 (H30.3) ・大阪府都市整備部地震防災アクションプログラム (H31.4)
44	<p>2. みどりに関する方針 (1)～(4) 略</p> <p>【関連計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府農業振興地域整備基本方針 (R4.1) ・おおさか農政アクションプラン (R4.3) ・みどりの大阪推進計画 (H21.12) ・大阪府営公園マスタープラン (H31.3) ・大阪まちづくりランドデザイン (R4.12) ・大阪地域森林計画 (R7.1) ・大阪府木材利用基本方針 (R4.5) ・2030大阪府環境総合計画 (R3.3) ・おおさかヒートアイランド対策推進計画 (H27.3) ・大阪府都市整備中期計画 (R3.1) ・新・府有施設等緑化推進計画 (H28.4) ・大阪パークビジョン (R3.12) 	<p>2. みどりに関する方針 (1)～(4) 略</p> <p>【関連計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府新農林水産業振興ビジョン (H14.3) ・大阪府農業振興地域整備基本方針 (H30.9) ・新たなおおさか農政アクションプラン (H29.8) ・みどりの大阪推進計画 (H21.12) ・大阪府公園マスタープラン (H31.3) ・ランドデザイン・大阪 (H24.6) ・ランドデザイン・大阪都市圏 (H28.12) ・大阪地域森林計画 (H26.12) ・大阪府木材利用基本方針 (H23.12) ・大阪21世紀の新環境総合計画 (H23.3) ・おおさかヒートアイランド対策推進計画 (H27.3) ・大阪府都市整備中期計画(案) (H28.3) ・新府有施設等緑化推進計画 (H28.4)
46	<p>3. 居住環境に関する方針 (1)・(2) 略</p> <p>【関連計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪のまちづくりランドデザイン (R4.12) ・住まうビジョン・大阪 (大阪府住生活基本計画) (R3.12) ・大阪府居住安定確保計画 (R3.12) ・空家対策の取組方針 (R7.4) ・住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪 (R3.3) ・大阪府密集市街地整備方針 (R3.3) ・災害に強いすまいとまちづくり (H9.3) ・SENBOKU New Design (R3.5) 	<p>3. 居住環境に関する方針 (1)・(2) 略</p> <p>【関連計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ランドデザイン・大阪 (H24.6) ・ランドデザイン・大阪都市圏 (H28.12) ・住まうビジョン・大阪 (大阪府住生活基本計画) (H28.12) ・大阪府高齢者・障がい者住宅計画 (大阪府高齢者居住安定確保計画) (H29.3) ・空家総合戦略・大阪2019 (H31.3) ・住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪 (H31.3) ・大阪府密集市街地整備方針 (H30.3) ・災害に強いすまいとまちづくり (H9.3) ・泉北ニュータウン再生指針 (H22.5)
47	<p>4. 都市環境に関する方針 (1) 基本的な考え方</p> <p>大阪府環境基本条例に基づき定める「2030大阪府環境総合計画」に即して、暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市の構築を目指し、あらゆる主体の参加・行動のもと、脱炭素・省エネルギー社会、資源循環型社会、全てのいのちが共生する社会、健康で安心して暮らせる社会を構築することにより、魅力と活力ある快適な都市づくりを進めます。</p>	<p>4. 都市環境に関する方針 (1) 基本的な考え方</p> <p>大阪府環境基本条例に基づき定める「大阪21世紀の新環境総合計画」に即して、暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市の構築を目指し、あらゆる主体の参加・行動のもと、低炭素・省エネルギー社会、資源循環型社会、全てのいのちが共生する社会、健康で安心して暮らせる社会を構築することにより、魅力と活力ある快適な都市づくりを進めます。</p>

ページ	改定案	現マスタープラン
	<p>(2) 環境・エネルギー先進都市の形成に向けた方針 【脱炭素・省エネルギー社会の実現】 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭や業務部門において住宅・建築物・設備機器等の省エネ・省CO₂化の推進に取り組むとともに、産業部門においては運用改善手法の普及と省エネ・省CO₂機器の導入促進に取り組みます。 ○ <u>運輸部門において走行中に排出ガスを出さないゼロエミッション車（ZEV）を中心とした電動車の普及促進等に取り組みます。</u> ○ 関西圏や近隣府県と連携し、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギー等の普及を進めるとともに、環境・エネルギー分野の産業の立地促進を図ります。 (略) <p>【資源循環型社会の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生産・流通、消費、再生・処理、最終処分の各段階における資源の循環に向けた取組みを促進することにより、<u>廃棄物排出量及び最終処分量の削減、再生利用率の向上</u>を図ります。 	<p>(2) 環境・エネルギー先進都市の形成に向けた方針 【低炭素・省エネルギー社会の実現】 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭や業務部門において住宅・建築物・設備機器等の省エネ・省CO₂化の推進に取り組むとともに、産業部門においては運用改善手法の普及と省エネ・省CO₂機器の導入促進に取り組みます。 ○ 関西圏や近隣府県と連携し、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギー等の普及を進めるとともに、環境・エネルギー分野の産業の立地促進を図ります。 (略) <p>【資源循環型社会の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生産・流通、消費、再生・処理、最終処分の各段階における資源の循環に向けた取組みを促進することにより、<u>廃棄物排出量の削減、リサイクル率の向上</u>を図ります。
48	<p>【公害対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大気における窒素酸化物及び浮遊粒子状物質について、規制基準の遵守、<u>電動車等の普及、自動車排ガス規制の強化等により排出量の削減</u>を図るとともに、府域の汚染状況把握のため、常時監視測定体制の整備を図ります。 <p>【生物多様性の保全】 (略)</p> <p>【関連計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>2030 大阪府環境総合計画（R3.3）</u> ・ <u>大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（R3.3）</u> ・ <u>おおさかヒートアイランド対策推進計画（H27.3）</u> ・ <u>みどりの大阪推進計画（H21.12）</u> ・ <u>大阪府循環型社会推進計画（R3.3）</u> ・ <u>第10期大阪府分別収集促進計画（R5.3）</u> ・ <u>大阪府自動車NOx・PM総量削減計画〔第4次〕（R6.3）</u> ・ <u>おおさかスマートエネルギープラン（R3.3）</u> ・ <u>おおさか電動車普及戦略（R3.6）</u> ・ <u>「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プラン（R4.10）</u> ・ <u>大阪府豊かな海づくりプラン（Ⅲ期）（R7.4）</u> ・ <u>大阪府生物多様性地域戦略（R4.3）</u> 	<p>【公害対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大気における窒素酸化物及び浮遊粒子状物質について、規制基準の順守、<u>エコカー普及、自動車排ガス規制の強化等により排出量の削減</u>を図るとともに、府域の汚染状況把握のため、常時監視測定体制の整備を図ります。 <p>【生物多様性の保全】 (略)</p> <p>【関連計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>大阪21世紀の新環境総合計画（H30.7）</u> ・ <u>大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（H29.12）</u> ・ <u>おおさかヒートアイランド対策推進計画（H27.3）</u> ・ <u>みどりの大阪推進計画（H21.12）</u> ・ <u>大阪府循環型社会推進計画（H28.6）</u> ・ <u>第8期大阪府分別収集促進計画（H28.9）</u> ・ <u>第9次大阪地域公害防止計画（H24.3）</u> ・ <u>大阪府自動車NOx・PM総量削減計画〔第3次〕（H25.6）</u> ・ <u>おおさかエネルギー地産地消推進プラン（H26.3）</u> ・ <u>大阪エコカー普及戦略（H21.12）</u> ・ <u>化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（第8次）（H29.6）</u> ・ <u>瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画（H28.10）</u> ・ <u>新・大阪府豊かな海づくりプラン（H27.4）</u>

ページ	改定案	現マスタープラン
50	<p>5. 都市景観に関する方針 (1)～(4)略 【関連計画】 ・都市景観ビジョン・大阪（大阪府景観形成基本方針）(H30.1) ・大阪府景観計画（H24.4） ・大阪府無電柱化推進計画（R4.4） ・大阪府公共事業景観形成指針（H20.10） ・大阪府文化財保存活用大綱（R2.3）</p>	<p>5. 都市景観に関する方針 (1)～(4)略 【関連計画】 ・都市景観ビジョン大阪（大阪府景観形成基本方針）(H30.1) ・大阪府景観計画（H24.4） ・大阪府無電柱化推進計画（H30.3） ・大阪府公共事業景観形成指針（H30.3） ・大阪府文化財保存活用大綱（R2.3）</p>